

# 公益財団法人日高奨学会奨学規程

(平成 15 年 5 月 22 日改訂)

(平成 18 年 7 月 18 日改訂)

(平成 24 年 7 月 2 日改訂)

(平成 27 年 12 月 2 日改訂)

(平成 29 年 2 月 23 日改訂)

(令和 3 年 4 月 1 日改訂)

## (奨学生の資格)

第 1 条 和歌山県日高・有田地方の高等学校を卒業、または同地方に住所を置き高等学校を卒業して大学等に進学せんとする優れた学生であり、かつ、経済的援助の必要のある者に対して奨学金を給与する。

## (奨学生の人数及び奨学金額)

第 2 条 奨学生の人数、及び奨学金額は、理事会に諮り代表理事がこれを定めることとするが、おおむね、高等学校を卒業し大学等に在学する者若干名とし、給与金額は一人月額 5 万円以内とする。

第 3 条 奨学金の給与期間は、大学等の正規の最短修学期間とする。

## (奨学生の出願手続)

第 4 条 公益財団法人日高奨学会定款、及び、本規程に基づいて奨学生を希望する者は、願書を提出し、次の書類を添え、在学又は出身高等学校長を経て本会に申請しなければならない。

1. 当該学校長の推薦書
2. 自筆の履歴書
3. 高等学校の調査書
4. その他

第 5 条 出願に先立ち、奨学生候補者の学校長に、それぞれ自校の志願者につき、必要な選考を行うことを求めるものとする。

## (奨学生の決定)

第 6 条 奨学生の決定は、第 4 条及び第 5 条において学校長が推薦した者のうちから、選考委員会において選定する。その最終的決定は、奨学生候補者が、それぞれ志願大学等へ進学をまって理事会の承認を得て効力を発生する。

第 7 条 前条により奨学生を決定した場合、本会は当該学校長を経て本人に通知し、保護者又は扶養者の連署による、別紙様式の誓約書の提出を義務づけるものとする。

## (奨学金の交付)

第 8 条 奨学金は毎月に分けて本人にこれを給与する。ただし、特別の事情のある者についてはこの限りでない。

## (奨学生の報告義務)

第 9 条 奨学生は、次の事項を代表理事に報告しなければならない。

1. 毎学年の成績及び賞罰事項
2. 住居、その他身上に関する異動事項
3. 毎月における奨学金受領報告
4. 毎年度における懇談会へ出席し現況報告
5. その他必要な事項で代表理事より報告を求められた事項

第 10 条 奨学生が休学、転学、又は退学しようとするときは、その理由を書き、保護者又は扶養者の連署をもって代表理事に届け出なければならない。

## (奨学生の報告義務の代行)

第 11 条 第 9 条及び前条の報告事項で奨学生が報告不能となったときは、第 7 条の規定による、保護者又は扶養者が代わって報告しなければならない。

## (奨学金の支給停止又は減額)

第 12 条 奨学生が次の各号の一に該当したとき、又はすると認めるときは、奨学金の停止、若しくは減額することがある。

1. 奨学生より申し出があったとき。
2. 傷痍疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。
3. 学業成績又は性行が著しく不良となったとき。
4. 休学、その他の理由により所定の額の給与を必要としなくなったとき。
5. 奨学生としての責務を怠りその他第 1 条に規定する奨学生としての資格において不相当と認められたとき。
6. 第 9 条における「奨学生の報告義務」を怠ったとき。
7. その他奨学金を必要としない事由が生じたとき。

## (奨学金の復活)

第 13 条 前条の規定により停止又は減額された者で、その事由が消滅したとき奨学金の給与を復活することがある。

## (奨学金の返還)

第 14 条 本会が給与する奨学金は返還を要しない。

## (選考書類の保管)

第 15 条 奨学生選考書類は選考後 5 年間保管するものとする。